

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）

第一 雇用保険法の一部改正

（略）

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 労災保険率の算定方法の改正

第六の二及び三に伴い、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の場合における労災保険率の算定方法について規定するものとする。

二 五 （略）

第三 特別会計に関する法律の一部改正

（略）

第四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正

（略）

第五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正
(略)

第六 労働者災害補償保険法の一部改正

一 目的の改正

複数事業労働者の複数事業の業務を要因とする事由に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、複数事業労働者の複数事業の業務を要因とする事由により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを、労働者災害補償保険の目的として追加することとする。

二 複数事業労働者に対する新たな保険給付の創設

業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付と並び、複数事業労働者の複数事業の業務を要因とした負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付を創設するものとする。

三 給付基礎日額の算定方法の特例

複数事業労働者の業務上の事由、複数事業労働者の複数事業の業務を要因とした事由又は通勤による負傷、疾病、障害又は死亡により保険給付を行う場合は、当該複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額を給付基礎日額とするものとする。

四 会計法の特例

年度の平均給与額等が修正されたことにより、厚生労働大臣が労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率、同法第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率等を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された保険給付があるときは、当該保険給付に係る未支給の保険給付の支給を受ける権利については、会計法第三十一条第一項の規定を適用しないものとする。

五 その他

その他所要の改正を行うこと。

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和二年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。

1 (略)

2 第二の一及び第六の一から三まで 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

3 5 (略)

二 検討

(略)

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。